

# 青森県果報

第二千七百二十三号

平成十四年九月十三日 (金曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県景観条例の規定による市町村条例適用地域の指定	文化・スポーツ振興課	一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	健康福祉課	二
生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び所在地変更の届出	同	二
家畜体内受精卵移植講習会の開催	畜産課	二
漁船保険付保義務の発生	水産振興課	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	同	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	漁港漁場整備課	三
公 告		
大規模小売店舗の廃止の届出	(経営振興課)	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	(農林水産部)	四
土地改良事業施行の同意	(農林水産部)	五
土地改良事業施行認可申請の適当の決定	(農林水産部)	五
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生活安全課)	五

### 正 誤

平成十四年三月二十九日号外第三十四号人事委員会中……(人事委員会) ……六  
 (事務局) ……六

## 告 示

青森県告示第四百三十五号

青森県景観条例(平成八年三月青森県条例第二号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり市町村条例適用地域を指定し、同条例第二章第四節の規定を適用しないこととするので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 指定する市町村条例適用地域の名称及び区域

名 称	区 域
青森市景観条例適用地域	青森市の区域

二 指定する年月日

平成十四年十月一日

青森県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	宇野胃腸科外科 医院	所 在 地	青森市栄町二丁目九の二	休止年月日	平成一四・八・一
-----	---------------	-------	-------------	-------	----------

青森県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所並びに施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

区 分	氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	新井田定雄	三戸郡新郷村大字戸来 三戸郡新郷村大字戸来 四の三	新井田整骨院	三戸郡新郷村大字戸来 三戸郡新郷村大字戸来 四の三	平成二・七・一
変更後		八戸市大字戸内町字畑二丁目三三の二	にいだ整骨院	八戸市大字戸内町字畑田二丁目三三の二	

青森県告示第四百三十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 開催期間  
平成十四年十月二十八日から同年十一月十八日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

- 二 開催場所  
青森県畜産試験場（上北郡野辺地町）

- 三 講習人員及び受講対象者  
十五人以上。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工授精講習会修業試験に合格した者に限る。

- 四 対象家畜  
牛

- 五 受講申請手続  
受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十四年十月十五日までに所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

- 六 その他  
1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二九七番地一 古 川 俊 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形三一五番地二 小 枝 博 幸 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二四六番地一 小 野 文 秋	大 戸 瀬

青森県告示第四百四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯 三三番地一 今 忠 夫 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字宇名 原一七番地一 寺 沢 信 赤石水産 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字宇名 原六九番地一 長谷川 榮 三	平成十四年九月十三日から 同月二十七日 まで
場 所	
	赤石水産漁業協同組合

青森県告示第四百四十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年十月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年九月六日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二八〇の三から五七〇に至る地先公有水面

2 区域

次の地点との地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線、の地点から

の地点までを順次に直線で結んだ線、の地点との地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線及び

の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字佐井字磯谷地内に設置された「四等三角点冷水」

（北緯四一度三三分三秒、東経一四〇度五〇分〇四秒）から二度三

二分二八秒八三・七四四メートルの地点

の地点から四一度〇五分〇三秒四九・五七八メートルの地点

の地点

- 3 面積
- 一〇、八〇七・二七平方メートル
- の地点 地点から三五四度三一分二〇秒四八・一五四メートルの地点
- の地点 地点から八四度三二分二〇秒二六・九九七メートルの地点
- の地点 地点から三五四度三一分二〇秒二五〇・〇〇〇メートルの地点

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ青森パワフル館  
青森市青葉三丁目九の一三
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社東北ケーズデンキ  
茨城県水戸市柳町一丁目一三の二〇  
代表取締役 加藤修一
  - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- |     |             |
|-----|-------------|
| 廃止前 | 〇平方メートル     |
| 廃止後 | 一、五六二平方メートル |
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日  
平成十四年十月十五日
  - 五 届出年月日  
平成十四年九月四日

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月十三日

中南方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	兜森 忠治	弘前市大字糠坪字桜山一六四	平成一四・七三就任
	對馬 博喜	大字中別所字葛野八九	
	赤石 悟	大字高杉字神原二六六の二	
	小山内 馨	字五反田三一六の三	
	小山内 壽昭	字阿部野三五〇の一	
	葛西 清二	字山下一九五の三	
	佐藤 昭廣	大字宮館字宮館沢二三の一	
	高谷 寛一	大字中別所字葛野六八の一	
	寺嶋 定廣	大字高杉字阿部野九の一	
監事	高杉 隆雄	〃 〃 三九三の四	
	對馬 尚武	大字宮館字房崎一五の三	
	神 勝弘	大字高杉字阿部野三三の一	
理事	兜森 忠治	大字糠坪字桜山一六四	一四・七三退任
	對馬 文世	大字中別所字狐沢六四の四	
	小山内 二三男	大字高杉字阿部野三六六	
	赤石 悟	字神原二六六の二	
	小山内 喬一	字阿部野二八二の一	

葛西 清二	字山下一九五の三	〃	〃
佐藤陸奥男	大字宮館字房崎一三の一	〃	〃
高谷 寛一	大字中別所字葛野六八の一	〃	〃
寺嶋 定廣	大字高杉字阿部野九の一	〃	〃
對馬 博喜	大字中別所字葛野八九	〃	〃
高杉 隆雄	大字高杉字阿部野三九三の四	〃	〃
神 進	字五反田二六五の三	〃	〃

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年九月二日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年九月十三日

中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 小 野 祐 司

一 事業名 基盤整備促進事業（農業用排水施設整備事業）

二 地区名 島田堰

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、十和田市川原田地区共同施行国分春雄ほか十人の行う川原田地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年九月十三日

上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 田 中 正 之

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 規約の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十四年九月十七日から同年十月十六日まで
- 三 縦覧の場所  
十和田市役所

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十三日

青 森 県 公 安 委 員 会 委 員 長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRがんばれ桃太郎	株式会社メーシー販売
〃	CRがんばれ桃太郎S	〃
〃	CRドラムクラッシュSV	株式会社サンセイアールアンドデイ
〃	CRジュラシックパークV1	京楽産業株式会社
〃	CRどつ缶！ルーレットF	豊丸産業株式会社
〃	CRどつ缶！ルーレットS	〃

